

道路の築造を猶予する道に関する指定道路等取扱基準

平成30年3月22日
29練都建第1246号

第1 この基準は、指定道路等取扱基準（平成27年10月1日27練都建第10150号。以下「取扱基準」という。）第4章第6の規定に基づき、道路の築造を猶予する道に関しての建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路（以下「五号道路」という。）の位置の指定ならびに指定の変更および廃止（以下「位置の指定等」という。）に係る基準および手続について定めることを目的とする。

第2 この基準で使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）および取扱基準で使用する用語の例による。

第3 五号道路の位置の指定等の基準

1 この基準において、五号道路の位置の指定は、つぎの から までに該当する場合に行う。この場合において、位置の指定後から位置の指定に係る建築物の建築までの間、当該建築物の敷地内における道路の築造を猶予することができる。

取扱基準第4章第1の1に該当すること。

この基準が適用されるに至った際現に存在し、かつ、建築物が立ち並んでいる道であること。

練馬区建築基準法施行規則（平成5年8月練馬区規則第55号。以下「規則」という。）第16条第2項に規定する位置の指定の申請時に接続する道路（法第42条に規定する道路に限る。）から連続して幅員が2.7メートル以上の道であること。ただし、その道が位置の指定を求める道路に包含されているものに限る。

位置の指定を求める道路を指定することで、法第43条第1項の規定を満たす建築物の敷地が2以上できること。

位置の指定を求める道路の用に供する土地の部分が分筆されていること。ただし、分筆することができない場合は、これに代わる方法により位置の指定を求める道路の位置が明瞭となる措置が講じられていること。

取扱基準第4章第1の1により袋路地状の道路とする場合は、規則第16条第2項に規定する位置の指定の申請前までに、非常用通路（位置の指定を求める道路から道路、通路、空地等に安全に通り返られる施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、位置の指定を求める道路の延長が35メートル以下の場合において、区長が避難および通行の安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 この基準において、五号道路の位置の指定の変更または廃止は、変更にあつては第3の1および取扱基準第4章第1の2に、廃止にあつては取扱基準第4章第1の2にそれぞれ該当する場合に行う。この場合において、位置の指定の変更後から位置の指定の変更に係る建築物の建築までの間、当該建築物の敷地内における道路の築造を猶予することができる。

第4 五号道路の位置の指定等の申請

この基準において、五号道路の位置の指定等の申請に当たつての申請書の記載方法等および規則第14号の2様式の記載方法については、取扱基準第4章第2に準じて行う。

第5 五号道路の位置の指定の変更または廃止の協議

この基準において、五号道路の位置の指定の変更または廃止の協議については、取扱基準第4章第3に準じて行う。

第6 五号道路の位置の指定等の効力の発生

- 1 この基準において、規則第16条第2項に規定する五号道路の位置の指定または指定の変更は、つぎの から までを確認して行う。

位置の指定を求める道路もしくは位置の指定の変更を求める道路の用に供する土地の部分が分筆されていることまたはこれに代わる方法により位置の指定を求める道路の位置が明瞭となる措置が講じられていること。

位置の指定または指定の変更に係る建築物の所有者がそれぞれの建築物の建築の際、当該建築物の敷地内における道路の境界を側溝または縁石により明確にすることが規則第14号の2様式またはその他の図書で確認できること。

位置の指定を求める道路または位置の指定の変更を求める道路が袋路地状の道路の場合は、非常用通路が設けられていること。

取扱基準第4章第4の1 に該当すること。

- 2 この基準において、規則第16条第2項に規定する五号道路の位置の指定の廃止ならびに規則第18条第1項に規定する五号道路の位置の指定の変更および廃止については、取扱基準第4章第4の2から4までに準じて行う。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年9月25日30練都建第629号）

この基準は、平成30年9月25日から施行する。